2　「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等　⑵」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　連結法人が震災特例法第25条の２第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載すること。

⑵　連結法人が震災特例法第25条の２の２第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあつた日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいう。⑵において同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあつた日）及び福島復興再生特別措置法第４条第４号イからホまで（定義）に掲げる指示の全てが解除された日を記載すること。

⑶　連結法人が震災特例法第25条の２の３第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第４条第４号ハに掲げる指示が解除された日を記載すること。

別表六の二(十五)付表を別表六の二(十八)付表とする。

別表六の二(十五)の表中「特別控除又は避難解除区域」を「特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等」に、

調整前連結税額 （別表六の二(十七)「61の②」）

を

調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(二十)「33の②」）

に、

平・・ 平・・ （別表六の二(十七)「57の②」）
平・・ 平・・ （別表六の二(十七)「58の②」）
平・・ 平・・ （別表六の二(十七)「59の②」）
平・・ 平・・ （別表六の二(十七)「60の②」）

を

平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「50の②」）
平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「51の②」）
平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「52の②」）
平・・ 平・・ （別表六の二(二十)付表「53の②」）

に改め、同表の記載要領等第１号中「特別控除）又は第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域」を「特別控除）、第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の２の３第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域等」に改め、同表11号中「第68条の15の３」を「第68条の15の６」に、「別表六の二（十七）」を「別表六の二（二十）又は別表六の二（二十）付表」に改め、同表を別表六の二(十八)とする。